

制 定 平成 28 年 3 月 31 日 27 農振第 2486 号  
最終改正 令和 3 年 6 月 14 日 3 農振第 714 号

各地方農政局長  
内閣府沖縄総合事務局長

殿

(農林水産省) 農村振興局長

農地転用許可及び農用地区域内の開発許可の権限に係る指定市町村の指定等について

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成 27 年法律第 50 号）による改正後の農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 4 条第 1 項及び農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号。以下「農振法」という。）第 15 条の 2 第 1 項に規定する指定市町村の指定等については、下記のとおり取り扱うこととしたので、御了知願いたい。

なお、都道府県知事に対しては、当職から通知していることを申し添える。

## 記

### 第1 農地法施行令第9条第2項第1号及び農業振興地域の整備に関する法律施行令第13条の3第2項第1号関係（優良農地を確保する目標を定めること）

農地法施行令（昭和27年政令第445号）第9条第2項第1号に掲げる要件を満たすか否かの判断については、農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号）第49条第1項によるほか、以下によるものとする。なお、農業振興地域の整備に関する法律施行令（昭和44年政令第254号。以下「農振法施行令」という。）第13条の3第2項第1号についても同様とする。

#### 1 農業振興地域整備計画を定めている市町村について

(1) 申請に係る市町村（以下「申請市町村」という。）における確保すべき農地又は採草放牧地（以下「農用地」という。）の面積の目標（以下「面積目標」という。）が、農振法第3条の2第1項の規定により農林水産大臣が定める農用地等の確保等に関する基本指針（以下「基本指針」という。）及び農振法第4条第1項の規定により都道府県知事が定める農業振興地域整備基本方針（以下「基本方針」という。）に沿ったものであり、かつ、一定の水準以上のものであることを基本とする。

なお、申請市町村が面積目標を地域の農用地の利用状況を基にして、独自の考え方にに基づき設定する場合には、基本指針の現況面積に対する面積目標の割合との整合性が図られていることを基本としつつ、当該市町村の事情を考慮する。

また、農地法第4条第1項又は農振法第15条の2第1項の規定により指定を受けた市町村（以下「指定市町村」という。）は、基本方針が変更された場合には、変更後の基本方針に沿った面積目標に変更すべきであることに留意するものとする。

(2) 農地法施行規則第49条第1項第1号に掲げる要件を満たすか否かの判断については、以下によるものとする。

① 「農地若しくは採草放牧地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に関する施策の効果を適切に勘案していること」とは、

ア 集団的に存在する農用地の農用地区域への編入の取組の効果

イ 農地中間管理機構（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第2条第4項に規定する農地中間管理機構をいう。）を通じた認定農業者（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第13条第1項に規定する認定農業者をいう。）等の農業の担い手への農地利用の集積・集約化の加速化、多面的機能発揮促進事業（農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号）第3条第3項に規定する多面的機能発揮促進事業をいう。）の実施による共同活動への支援、農業生産活動に向けた取組の推進、農業生産基盤整備事業等による良好な営農条件の確保

等による荒廃農地の発生防止及び解消の効果

等を適切に勘案し、申請市町村におけるこれらの施策の実施状況及び今後の取組方針からみて適切にその効果が見込まれていることをいう。

- ② 申請市町村の面積目標の現況面積に対する割合が、基本指針の面積目標の現況面積に対する割合を下回っている場合であっても、基本方針の面積目標の達成に支障が生じず、当該面積目標とすることがやむを得ないと認められるときは、この要件を満たすものとする。

- (3) 農地法施行規則第 49 条第 1 項第 2 号に規定する「指定市町村として考慮すべき事情」とは、例えば、都市計画マスタープラン（都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 18 条の 2 に規定する市町村の都市計画に関する基本的な方針をいう。）等の計画に沿って地方公共団体が策定した土地利用計画に基づく具体的な開発予定等、農用地の面積のすう勢には含まれない計画的な開発プロジェクト（単なる需要見通しによる構想は除く。）をいう。

## 2 農業振興地域整備計画を定めていない市町村について

申請市町村の面積目標が上記 1 の考え方に準じて定められていることとする。

## 第 2 農地法施行令第 9 条第 2 項第 2 号及び農振法施行令第 13 条の 3 第 2 項第 2 号関係（農地転用許可等を許可基準に従って適正に運用すると認められること及び農地転用許可制度等に係る事務処理体制が整っていると認められること）

農地法施行令第 9 条第 2 項第 2 号に掲げる要件を満たすか否かの判断については、農地法施行規則第 49 条第 2 項によるほか、以下によるものとする。また、農振法施行令第 13 条の 3 第 2 項第 2 号についても同様とする。

- 1 農地転用許可等を許可基準に従って適正に運用すると認められることについて
  - (1) 農地法施行規則第 49 条第 2 項第 1 号の「当該事務の処理若しくは行為が当該要件を満たしていない場合には、申請市町村が当該事務の処理若しくは行為について違反の是正若しくは改善を図っており、かつ、面積目標の達成に向けて農地若しくは採草放牧地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に関する施策に取り組んでいると認められる」とは、過去 5 年間に、農林水産省が行う農地転用許可事務実態調査（農地法関係事務処理要領の制定について（平成 21 年 12 月 11 日 21 経営第 4608 号・21 農振第 1599 号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知）別紙 1 の第 4 の 7 の (1) の農地転用許可事務実態調査をいう。以下同じ。）等において改善が必要な事案があった申請市町村が、農林水産大臣又は都道府県知事の技術的助言（地方自治法（昭和 22 年法律 67 号）第 245 条の 4 第 1 項に規定する技術的助言をいう。以下同じ。）等に基づき違反の是正又は改善を図っており、面積目標の達成に向けて農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に関する施策に取り組んでいると認められることをいう。

(2) 農地法施行規則第 49 条第 2 項第 1 号ニに掲げる要件を満たすか否かについては、申請市町村が行った道路、公園等の公共施設の設置に係る行為（農地転用許可が不要な行為）について、集団的に存在する農地及び土地改良事業を実施した農地等の優良農地の中央に設置される等の事案であって、施設の公益性を考慮してもなお、土地の農業上の利用の確保の観点から著しく適正を欠いていると認められるものがないことを確認して判断する。

(3) 農地法施行規則第 49 条第 2 項第 1 号ホに掲げる要件を満たすか否かについては、市町村が地方自治法第 252 条の 17 の 2 第 1 項の条例に定めるところにより処理することとされている事務について、以下の事項を確認して判断する。

① 農地法第 51 条第 1 項の規定による処分又は命令に係る事案について、正当な理由なく違反を是正するための違反者への指導等を行わないなど、著しく適正を欠いていたと認められるものがないこと又はこれらの措置に関する農林水産大臣若しくは都道府県知事による技術的助言に反したものがないこと。

② 農振法第 15 条の 3 の規定による命令に係る事案について、正当な理由なく違反を是正するための違反者への指導等を行わないなど、著しく適正を欠いていたと認められるものがないこと又はこれらの措置に関する農林水産大臣若しくは都道府県知事による技術的助言に反したものがないこと。

(4) 農林水産省、都道府県及び申請市町村の間で農地法、同法施行令及び同法施行規則の解釈について見解が相違する場合においても、そのことだけをもって指定（農地法第 4 条第 1 項の規定による指定をいう。以下同じ。）の可否の判断は行わないこととする。

なお、農林水産省は、申請市町村と見解に相違があった事案について、事実関係、法令の趣旨及び目的等を精査し、申請市町村と十分調整した上で、どのような判断が適当であったかにつき、双方の見解の一致を見出すよう努めるものとする。また、農林水産省は、その事例を基に、国と地方の意見交換の場の開催、事例集の作成及び充実並びに研修等の活用により、取扱いの明確化を図り、その後の事務において、農林水産省の解釈と市町村等のそれとの間に相違が生じないように努めるものとする。

2 農地転用許可制度等に係る事務処理体制が整っていると認められることについて

(1) 農地法施行規則第 49 条第 2 項第 2 号イの「農地転用許可事務に従事する職員」には、農地転用許可事務に常時従事する職員のほか、農地転用許可事務に常時従事する職員以外の者であって、農地転用許可事務等の従事経験（同号ロに規定する従事経験をいう。以下同じ。）を有しており、必要に応じて、農地転用許可事務に常時従事する職員の相談に応じ、必要な指導及び助言を行う等、常時従事する職員の事務を補助するもの（以下「サポート職員」という。）を含むものとする。

る。

このため、事務処理体制が整っていると認められるか否かの判断においては、農地転用許可事務に従事する職員として、従事経験を有する職員を2名以上配置することを基本とするが、例えば、

① 従事経験を有する職員（以下「従事経験職員」という。）1名及び研修を受けることにより、従事経験職員と同等の農地転用許可制度等に関する理解を有すると認められる職員（以下「研修受講職員」という。）1名

② 従事経験職員1名及びサポート職員1名

③ 研修受講職員1名及びサポート職員1名

を配置する場合についても、農地法施行規則第49条第2項第2号の要件を満たすものとする。

(2) 農地法施行規則第49条第2項第2号ハに掲げる要件を満たすか否かについては、農地法施行規則第48条第3号の組織図及び体制図をもって確認する。

### 第3 指定手続等

#### 1 指定の申請について

(1) 農林水産省は、あらかじめ時間的余裕をもって、農地法施行令第9条第1項又は農振法施行令第13条の3第1項の規定による申請（以下「申請」という。）の受付期間等を別に定め、市町村及び都道府県に周知するものとする。また、市町村の申請状況等を取りまとめて公表する。

(2) 市町村の申請は、申請書に農地法施行規則第48条各号及び農業振興地域の整備に関する法律施行規則（昭和44年農林省令第45号。以下「農振法施行規則」という。）第37条の2各号の書類（添付書類）を添えて行うものとする。なお、申請は、別紙様式例1によるものとする。

#### 2 都道府県知事の意見聴取について

(1) 農地法施行令第9条第3項及び農振法施行令第13条の3第3項の規定による都道府県知事の意見聴取は、原則として、指定の基準に係る以下の事項について聴くものとする。なお、意見の提出は、別紙様式例2によるものとする。

① 農地法施行規則第49条第2項第1号及び農振法施行規則第37条の3第2項第1号に規定する事務の処理及び行為の状況

② 基本方針との整合

(2) 農林水産省は、指定の状況等と併せ、必要に応じて、提出された都道府県知事の意見の概要を公表する。

#### 3 農地転用許可等に係る事務処理及び面積目標の達成状況の報告について

指定市町村は、農地法施行令第9条第7項又は農振法施行令第13条の3第7項の規定に基づき、農地転用許可等を行った年度の翌年4月1日から30日までに、別紙様式例3による報告書を農林水産大臣に提出するものとする。

なお、指定市町村が面積目標を変更した場合には、別紙様式例4による報告書を速やかに農林水産大臣に報告するものとする。

#### 4 農地転用許可等の事務の実態調査等について

農林水産省は、指定市町村における個別の農地転用許可等の事務の処理状況を把握するため、指定市町村に対する農地転用許可事務実態調査を重点的に実施し、その結果に基づき、指定市町村における事務の改善が必要と認められる事案について技術的助言等を行うものとする。また、指定市町村に対して地方自治法第245条の5に規定する是正の要求又は同法第245条の7に規定する是正の指示を行った場合は、当該指定市町村名及びその事案の内容を公表する。

#### 5 指定の取消しについて

指定市町村に対して、上記4の是正の要求又は指示を行ってもなお指定市町村がこれに従わないときには、指定の基準に適合しなくなったものとして、その指定を取り消すものとする。また、指定市町村が上記3の報告を行わない場合も、同様とする。

### 第4 制度の適切な運用のための支援

1 農林水産省は、農地転用許可等の基準の明確化、事例集の作成及び研修の充実並びに国と地方との意見交換の場の活用を図るとともに、日頃の相談に適時適切に対応することにより、指定市町村における農地転用許可等の適切な運用が図られるよう努めるものとする。

2 農林水産省は、4ヘクタールを超える農地転用許可事案については、指定市町村等の求めに応じて、事前に農林水産省、都道府県及び指定市町村の担当者による打合せを行うなど、その後の事務の処理が迅速に行われるよう努めるものとする。

別紙様式例 1

番 号  
年 月 日

農林水産大臣 宛

(市町村長)

農地法第 4 条第 1 項及び農業振興地域の整備に関する法律第 15 条の 2 第 1 項  
※ 1 の規定に係る指定市町村の指定について (申請書)

農地法 (昭和 27 年法律第 229 号) 第 4 条第 1 項及び農業振興地域の整備に関する法律 (昭和 44 年法律第 58 号) 第 15 条の 2 第 1 項※ 2 に係る指定市町村の指定を受けたいので、農地法施行令 (昭和 27 年政令第 445 号) 第 9 条第 1 項及び農業振興地域の整備に関する法律施行令 (昭和 44 年政令第 254 号) 第 13 条の 3 第 1 項※ 3 の規定に基づき、以下のとおり申請します。

- 1 指定を受けようとする市町村名                      都道府県                      市区町村
- 2 指定を希望する年月日                      年                      月                      日

(備考) 別添 1、別添 2、別添 3 及び別添 4 を添付すること。

- ※ 1 農地法第 4 条第 1 項の規定に係る指定のみ申請する場合には、「農地法第 4 条第 1 項」とし、農振法第 15 条の 2 第 1 項の規定に係る指定のみ申請する場合には、「農業振興地域の整備に関する法律第 15 条の 2 第 1 項」とする。
- ※ 2 農地法第 4 条第 1 項の規定に係る指定のみ申請する場合には、「農地法 (昭和 27 年法律第 229 号) 第 4 条第 1 項」とし、農振法第 15 条の 2 第 1 項の規定による指定のみ申請する場合には、「農業振興地域の整備に関する法律 (昭和 44 年法律第 58 号) 第 15 条の 2 第 1 項」とする。
- ※ 3 農地法第 4 条第 1 項の規定に係る指定のみ申請する場合には、「農地法施行令 (昭和 27 年政令第 445 号) 第 9 条第 1 項」とし、農振法第 15 条の 2 第 1 項の規定による指定のみ申請する場合には、「農業振興地域の整備に関する法律施行令 (昭和 44 年政令第 254 号) 第 13 条の 3 第 1 項」とする。

(別添1)

(1) 申請市町村の基本情報

① 地方自治法に基づく権限移譲の状況

ア 農地転用許可制度(農地法)

都道府県から市町村への権限移譲	有・無	移譲年： 年 月
市町村から農業委員会への事務委任	有・無	委任年： 年 月
移譲の範囲	全部・4ha以下・2ha以下	

イ 農用地区域内における開発許可制度(農振法)

都道府県から市町村への権限移譲	有・無	移譲年： 年 月
-----------------	-----	----------

② 農業振興地域等の指定状況

農業振興地域の指定	有・無	全部・一部	指定年： 年
農業振興地域整備計画の策定状況	有・無	策定年： 年 見直し年： 年	
都市計画区域の指定	有・無	全部・一部	線引・非線引

注：「農業振興地域整備計画の策定状況」の「見直し年」は、農振法第12条の2による基礎調査の結果に基づく直近の変更年を記載する。

農業振興地域図の写し、都市計画図の写し及び市町村の農業及び農地に関する概況が分かる資料を添付する。



(別添2)

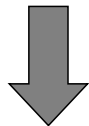
(2) 申請市町村において確保すべき農用地の面積の目標及びその算定根拠（農業振興地域整備計画を策定している市町村）

① 確保すべき農用地（農用区域内農地）の面積の目標

年（基準年）現在の農用区域内の農地面積	<input type="text"/>	ha
---------------------	----------------------	----



(1) 農用区域からの除外	<input type="text"/>	▲	ha
① 農地転用による除外見込み面積（地方公共団体の計画等に基づくものを除く）	<input type="text"/>	▲	ha
② 地方公共団体の計画（市街化区域・用途地域への編入、道路、公共施設等）による除外見込み面積	<input type="text"/>	▲	ha
③ 定期見直し等による自然的条件が不利な農地の除外見込み面積	<input type="text"/>	▲	ha
(2) 農用区域への編入 集団的に存在する農地の農用区域への編入見込み面積	<input type="text"/>		ha
(3) 荒廃農地の発生 ※ 以下の①又は②の面積を記載する。 ① これまでのすう勢（ 年から 年までのすう勢）が今後も継続した場合に荒廃農地の発生が見込まれる面積に農業の担い手への集積・集約化の加速化、農業生産基盤整備事業の推進等による荒廃農地の発生防止効果を勘案した面積 ② 高齢化等により営農の継続が困難と見込まれ、農業の担い手不足、ほ場条件等から農業の担い手への集積も困難と考えられるため、荒廃農地が発生すると見込まれる面積	<input type="text"/>	▲	ha
(4) 荒廃農地の解消 荒廃農地を解消する見込み面積	<input type="text"/>		ha



年（目標年）までの農用区域内の農地面積の増減	<input type="text"/>	ha
------------------------	----------------------	----

年（目標年）時点で確保される農用区域内の農地面積の目標	<input type="text"/>	ha
-----------------------------	----------------------	----

## ② 確保すべき農用地（農用地区域内農地）の面積目標の算定根拠

### ア 基準年の農用地区域内の農地面積及び目標年について

注：「年（基準年）現在の農用地区域内の農地面積」については、「確保すべき農用地等の面積の目標の達成状況等に関する調査（農林水産省）（以下「達成状況調査」という。）」の「農業振興地域内の農用地等の面積」のうち基準年における農用地区域内の農地（耕地）の面積を記載する。

「基準年」は、申請の日において公表されている直近の達成状況調査の調査年とする。以下同じ。

「目標年」は、基本指針又は基本方針の目標年とする。以下同じ。

なお、当該面積には、荒廃農地（「農地法の運用について」の制定について（平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長通知。以下「運用通知」という。）第3の1の(3)のア又はウに該当する遊休農地等をいう。以下同じ。）は含まれないことに留意すること。

### イ (1) 農用地区域からの除外について

--

注：「農用地区域からの除外」については、以下の方法により算定した面積を記載するとともに、それぞれの具体的な算定根拠を上記の欄に記載する。

(1)の①は、達成状況調査の「農用地区域からの除外の理由別面積」のbの農地面積から「うち荒廃農地」を除いた基準年を含む過去5年間の数値を基に算出した1年間の農用地区域からの除外面積の平均値に、基準年の翌年から目標年までの年数を乗じて算定する、農用地区域からの除外が見込まれる面積を算定する方法。

(1)の②は、都市計画マスタープラン等の計画に沿って地方公共団体が策定した具体的な土地利用計画に基づき、目標年までに農用地区域から除外が見込まれる農地の面積を算定する方法。

(1)の③は、目標年までに、市町村において農業振興地域整備計画の定期見直しや類似の見直しが予定され、農振法第10条第3項に該当しないとして農用地区域からの除外が見込まれる農地の面積を算定する方法。

### ウ (2) 農用地区域への編入について

--

注：「農用地区域への編入」については、農振白地地域内農地のうち、達成状況調査

における「集団的に存在する農用地の規模別基盤整備事業の実施状況別面積」の基準年における 20ha 以上の集団的農地、10ha 以上 20ha 未満の集団的農地のうち基盤整備が実施済みの農地のうち、目標年までに農用地区域への編入に取り組むと見込まれる面積を算定して記載するとともに、その具体的な算定根拠を上記の欄に記載する。

エ (3) 荒廃農地の発生について

--

注：「荒廃農地の発生」については、以下の(ア)又は(イ)のいずれかの方法により算定した面積を記載するとともに、その具体的な算定根拠を上記の欄に記載する。

(ア) 達成状況調査における基準年を含む過去 5 年間の荒廃農地の発生面積を基に算出した 1 年間の荒廃農地の発生面積の平均値に、基準年の翌年から目標年までの年数を乗じたすう勢を基本として、今後(a)農地中間管理機構等を通じた農業の担い手への農地利用の集積・集約化の加速化、(b)農業生産基盤整備事業の実施等により荒廃農地の発生が防止される効果を勘案し、目標年までに荒廃農地が発生すると見込まれる面積を算定する方法。

(イ) 目標年までに農用地区域内において、荒廃農地が発生すると見込まれる面積を算定する方法。

オ (4) 荒廃農地の解消について

--

注：「荒廃農地の解消」については、達成状況調査における「農業振興地域内の農用地等の面積」の基準年における農用地区域内の荒廃農地の合計面積のうち、目標年までに農地中間管理機構等を通じた農業の担い手への農地利用の集積・集約化の加速化、多面的機能発揮促進事業の実施による共同活動への支援、地方公共団体の独自の取組等により荒廃農地が解消すると見込まれる面積を算定して記載するとともに、その具体的な算定根拠を上記の欄に記載する。

注：算定に当たっては、達成状況調査により、市町村がとりまとめた調査結果をもとに行うこと。

(別添2)

(2) 申請市町村において確保すべき農用地の面積の目標及びその算定根拠（農業振興地域整備計画を策定していない市町村）

① 確保すべき農用地の面積の目標

年（基準年）現在の確保すべき農地の面積	<input type="text"/>	ha
---------------------	----------------------	----

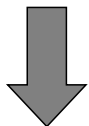


(1) 転用による減少	<input type="text"/>	▲	ha
① 農地転用面積	<input type="text"/>	▲	ha
② 地方公共団体の計画（市街化区域・用途地域への編入等）により確保すべき農地の対象外となる面積	<input type="text"/>	▲	ha

(2) 確保すべき農地の増加 基盤整備や都市計画の見直し等により確保すべき農地の対象となる面積	<input type="text"/>	ha
--	----------------------	----

(3) 荒廃農地の発生	<input type="text"/>	▲	ha
※ 以下の①又は②の面積を記載する。			
① これまでのすう勢（ 年から 年までのすう勢）が今後も継続した場合に荒廃農地の発生が見込まれる面積に農業の担い手への集積・集約化の加速化、地方単独の基盤整備事業の推進等による荒廃農地の発生防止効果を勘案した面積			
② 高齢化等により営農の継続が困難と見込まれ、農業の担い手不足、ほ場条件等から農業の担い手への集積も困難と考えられるため、荒廃農地が発生すると見込まれる面積			

(4) 荒廃農地の解消 荒廃農地を解消する見込み面積	<input type="text"/>	ha
-------------------------------	----------------------	----



年（目標年）までの確保すべき農地の面積の増減	<input type="text"/>	ha
------------------------	----------------------	----

年（目標年）時点で確保される確保すべき農地の面積の目標	<input type="text"/>	ha
-----------------------------	----------------------	----

## ② 確保すべき農用地の面積目標の算定根拠

### ア 基準年現在の確保すべき農地の面積及び目標年について

--

注：「年（基準年）現在の確保すべき農地」については、その対象となる農地（例えば、10ha以上の一団の区域内の農地や農業施策の対象農地等）の基準年における面積を記載するとともに、具体的な算定根拠（対象となる農地やデータの基となる調査名及び調査内容を含む。）を上記の欄に記載する。

「基準年」は、申請の日までに市町村が行った直近の確保すべき農地の対象となる農地の算定根拠となる調査の調査年とし、以下のイ、エ及びオの算定に当たっては、基準年について整合を図ることに留意すること。以下同じ。

「目標年」は、基本指針又は基本方針の目標年とする。以下同じ。

なお、確保すべき農地には、荒廃農地は含まれないことに留意すること。

### イ (1) 確保すべき農地の転用による減少について

--

注：「転用による減少」については、以下の方法により算定した面積を記載するとともに、それぞれの具体的な算定根拠を上記の欄に記載する。

(1)の①は、基準年を含む過去5年間に申請市町村において行われた確保すべき農地の転用（農地転用許可を要しない転用も含む。）の面積を基に算出した1年間の農地転用面積の平均値に、基準年の翌年から目標年までの年数を乗じて算定する、農地転用により減少が見込まれる面積を算定する方法。

(1)の②は、都市計画の変更（市街化区域への編入等）等により、目標年までに確保すべき農地の対象外となることが見込まれる農地の面積を算定する方法。

### ウ (2) 確保すべき農地の増加について

--

注：「農地の増加」については、基盤整備等の施策や都市計画の変更（市街化区域の市街化調整区域への編入等）等により、目標年までに確保すべき農地の対象となる

ことが見込まれる面積を算定して記載するとともに、その具体的な算定根拠を上記の欄に記載する。

エ (3) 確保すべき農地の荒廃農地の発生について

--

注：「荒廃農地の発生」については、以下の(ア)又は(イ)のいずれかの方法により算定した面積を記載するとともに、その具体的な算定根拠を上記の欄に記載する。

(ア) 基準年を含む過去5年間の荒廃農地の発生面積を基に算出した1年間の荒廃農地の発生面積の平均値に、基準年の翌年から目標年までの年数を乗じたすう勢を基本として、今後(a)農業の担い手への農地利用の集積・集約化の加速化、(b)地方単独の基盤整備等の施策の実施等により荒廃農地の発生が防止される効果を勘案し、目標年までに荒廃農地が発生すると見込まれる面積を算定する方法。

(イ) 確保すべき農地のうち、目標年までに荒廃農地が発生すると見込まれる面積を算定する方法。

オ (4) 確保すべき農地の荒廃農地の解消について

--

注：「荒廃農地の解消」については、基準年における荒廃農地の合計面積のうち、目標年までに、農業の担い手への農地利用の集積・集約化の加速化や地方単独の基盤整備等の施策により荒廃農地を解消することが見込まれる面積を算定して記載するとともに、その具体的な算定根拠を上記の欄に記載する。

注：算定に当たっては、根拠となる数値の市町村における調査名を明確にし、当該調査の結果をもとに行うとともに、荒廃農地については、運用通知第3の1の利用状況調査結果をもとに行うこと。

(別添3)

(3) 指定の申請の日の属する年の前年以前5年の期間に申請市町村において行われた次に掲げる事務の処理の状況の概要

① 農地転用許可の件数(事案数)及び面積

		年	年	年	年	年
転用許可	件数	( 件) 件	( 件) 件	( 件) 件	( 件) 件	( 件) 件
	面積	( m <sup>2</sup> ) m <sup>2</sup>	( m <sup>2</sup> ) m <sup>2</sup>	( m <sup>2</sup> ) m <sup>2</sup>	( m <sup>2</sup> ) m <sup>2</sup>	( m <sup>2</sup> ) m <sup>2</sup>

注：農地の権利移動・借賃等調査〔農林水産省〕により、農業委員会がとりまとめた調査結果をもとに記載する。

下段には、当該市町村における全ての農地転用許可に係る事案の数及び面積を記載する。

また、上段括弧書きには、事務処理特例制度により市町村（農業委員会を含む。）が行った農地転用許可に係る事案の数及び面積を記載する。

② 農用地区域内における開発許可の件数(事案数)及び面積

		年	年	年	年	年
開発許可	件数	( 件) 件	( 件) 件	( 件) 件	( 件) 件	( 件) 件
	面積	( m <sup>2</sup> ) m <sup>2</sup>	( m <sup>2</sup> ) m <sup>2</sup>	( m <sup>2</sup> ) m <sup>2</sup>	( m <sup>2</sup> ) m <sup>2</sup>	( m <sup>2</sup> ) m <sup>2</sup>

注：達成状況調査をもとに記載する。

下段には、当該市町村における全ての農用地区域内における開発許可に係る事案の数及び面積を記載する。

また、上段括弧書きには、事務処理特例制度により市町村が行った開発許可に係る事案の数及び面積を記載する。

③ 農地転用を目的とした農用地区域から除外するための農業振興地域整備計画の変更回数、除外件数（事案数）及び面積

	年	年	年	年	年
農振計画の変更回数	回	回	回	回	回
除外件数	件	件	件	件	件
除外面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>

注：達成状況調査をもとに記載する。

「除外件数」及び「除外面積」は、農地転用を行うために農業振興地域整備計画を変更して農用地区域から除外した事案の数及び面積を記載する。



④ 違反転用に係る件数（事案数）  
（事務処理特例制度により権限が移譲されている市町村に限る）

	年	年	年	年	年	合計
新たに違反状態が発見されたもの	件	件	件	件	件	件
うち申請時までに違反状態が解消されたもの	件	件	件	件	件	件
うち申請時までに違反状態が解消されなかったもの	件	件	件	件	件	件
うち申請時までに文書による指導等を実施したもの	件	件	件	件	件	件
うち申請時までに農地法第51条による命令を実施したもの	件	件	件	件	件	件

注：「新たに違反状態が発見されたもの」については、「違反転用の是正に係る取組の強化等について（平成26年1月10日付け農村振興局長通知）」の1の(1)のアの(オ)による報告をもとに記載する。

「うち申請時までに違反状態が解消されたもの」及び「うち申請時までに違反状態が解消されなかったもの」については、「新たに違反状態が発見されたもの」の内数を記載する。

「うち申請時までに文書による指導等を実施したもの」は、違反転用者に対して文書により指導、勧告を実施した事案の件数を記載する（口頭による指導は含まない。）。

ア 文書による指導等も実施していない事案の状況等

申請時までに違反状態が解消されなかったもの	うち文書指導等を実施していないもの
件	件

注：「申請時までに違反状態が解消されなかったもの」は、④の「うち申請時までに違反状態が解消されなかったもの」の合計を記載する。

イ 申請時までに違反状態が解消されていないもののうち、文書指導等を実施していないものについて、その理由及び是正に向けた対応方針

--

注：継続的に口頭指導を実施している等、是正の取組の現状を記載するとともに、期限までに違反状態が解消されなければ文書指導を行う等、是正に向けた対応方針を記載する。

⑤ 開発許可違反に係る件数（事案数）  
（事務処理特例制度により権限が移譲されている市町村に限る）

	年	年	年	年	年	合計
新たに違反状態が発見されたもの	件	件	件	件	件	件
うち申請時までに違反状態が解消されたもの	件	件	件	件	件	件
うち申請時までに違反状態が解消されなかったもの	件	件	件	件	件	件
うち申請時までに文書による指導等を実施したもの	件	件	件	件	件	件
うち申請時までに農振法第15条の3による命令を実施したもの	件	件	件	件	件	件

注：「新たに違反状態が発見されたもの」については、当該年次内における開発許可違反の状況について、事案の数を記載する。

「うち申請時までに違反状態が解消されたもの」及び「うち申請時までに違反状態が解消されなかったもの」については、「新たに違反状態が発見されたもの」の内数を記載する。

「うち申請時までに文書による指導等を実施したもの」は、違反者に対して文書により指導、勧告を実施した事案の件数を記載する（口頭による指導は含まない。）

ア 文書による指導等も実施していない事案の状況等

申請時までに違反状態が解消されなかったもの	うち文書指導等を実施していないもの
件	件

注：「申請時までに違反状態が解消されなかったもの」は、⑤の「うち申請時までに違反状態が解消されなかったもの」の合計を記載する。

イ 申請時までに違反状態が解消されていないもののうち、文書指導等を実施していないものについて、その理由及び是正に向けた対応方針

--

注：継続的に口頭指導を実施している等、是正の取組の現状を記載するとともに、期限までに違反状態が解消されなければ文書指導を行う等、是正に向けた対応方針を記載する。

(別添4)

(4) 申請市町村における農地法に基づく農地転用許可制度及び農業振興地域の整備に関する法律に基づく農用地区域内における開発許可制度に係る事務処理体制

① 農地転用許可制度に係る事務の農業委員会への事務委任の方針 (有・無)

② 組織内における事務等運営体制

	担当者 氏名	所属 部署 (役職名)	経験年数 (年月)	研修等の 受講実績		サポートを行う者		
				名称	受講日数	氏名	所属部署 (役職名)	経験年数 (年月)
農地法								
農振法								

注：「経験年数」は、事務処理特例制度による農地転用許可制度の事務処理（農業委員会事務局における当該事務処理も含む）及び農業振興地域制度の事務処理の経験年数の合計を記載する。

「研修の受講実績」は、指定希望日の前年度における、農地転用許可等の事務の適正な処理を図るための農林水産省、都道府県又は都道府県農業委員会ネットワーク機構が実施する研修の受講実績を記載する。

①で「有」を選択した場合（地方自治法に基づき市町村の事務を農業委員会へ委任する場合は、農業委員会事務局の体制を記載する。

「サポートを行う者」は、農地転用許可等の事務処理に2年以上従事した経験を有する者であって、必要に応じて担当者が行う事務処理を支援するものについて記載する（OBなどの経験者を含む）。

※ 指定後の農地転用許可等の事務処理に係る組織図・体制図を添付する。

※ 同じ担当者が農地法及び農振法を担当する場合、②の農地法及び農振法の欄に同じ担当者を記載する。

## 都道府県知事による意見の様式

番 号  
年 月 日

農林水産大臣 宛

都道府県知事

農地法第 4 条第 1 項及び農業振興地域の整備に関する法律第 15 条の 2 第 1 項※の規定に基づく農林水産大臣の指定に係る申請市町村に関する意見について

年 月 日付け農振第 号により農林水産大臣から求められた意見について、下記のとおり提出します。

記

指定を受けようとする市町村名		市町村
事 項		意 見
指定基準に関する意見	1 優良農地を確保する目標について	
	2 農地転用許可事務の運用状況等について	
	3 農用地区域内における開発許可事務の運用状況等について	

注：「優良農地を確保する目標について」は、当該市町村が定める確保すべき農用地の面積目標について、都道府県の確保すべき農用地等の面積目標との整合性の確保が図られているか否かを記載するとともに、整合性の確保が図られていない場合には、その内容を具体的に記載する。

「農地転用許可事務の運用状況等について」及び「農用地区域内における開発許可事務の運用状況等について」は、当該市町村の農地転用許可等の運用状況や農地への公共施設の設置状況、違反転用等に対する是正措置の状況について、市町村の事務の処理又は行為が指定基準を満たしていないと認められる事案の有無を記載す

## 別紙様式例 2

るとともに、当該事案がある場合には、その内容を具体的に記載する。

また、現状において是正又は改善が図られていると認められる場合には、その理由を具体的に記載する。

2 及び 3 において、市町村の事務の処理又は行為が、指定基準を満たしていないと認められる事案があり、現状において是正又は改善が図られていない旨の意見を記載する場合には、当該意見の裏付けとなる事案の概要が分かる資料等を添付する。

- ※ 農地法第 4 条第 1 項の規定に係る指定のみ申請する場合には、「農地法第 4 条第 1 項」とし、農振法第 15 条の 2 第 1 項の規定による指定のみ申請する場合には、「農業振興地域の整備に関する法律第 15 条の 2 第 1 項」とする。

番 号  
年 月 日

農林水産大臣 宛

(市町村長)

**農地法施行令第 9 条第 7 項及び農業振興地域の整備に関する法律施行令第  
13 条の 3 第 7 項※ 1 の規定に基づく報告について (報告)**

農地転用許可等に係る事務処理及び優良農地を確保する目標の達成状況について、農地法施行令 (昭和 27 年政令第 445 号) 第 9 条第 7 項及び農業振興地域の整備に関する法律施行令 (昭和 44 年政令第 254 号) 第 13 条の 3 第 7 項※ 2 の規定に基づき、以下のとおり報告します。

(備考) 別添 1、別添 2 及び別添 3 を添付すること。

※ 1 農地法第 4 条第 1 項の規定に係る指定のみ受けている場合には、「農地法施行令第 9 条第 7 項」とし、農振法第 15 条の 2 第 1 項の規定による指定のみ受けている場合には、「農業振興地域の整備に関する法律施行令第 13 条の 3 第 7 項」とする。

※ 2 農地法第 4 条第 1 項の規定に係る指定のみ受けている場合には、「農地法施行令 (昭和 27 年政令第 445 号) 第 9 条第 7 項」とし、農振法第 15 条の 2 第 1 項の規定による指定のみ受けている場合には、「農業振興地域の整備に関する法律施行令 (昭和 44 年政令第 254 号) 第 13 条の 3 第 7 項」とする。

(別添1)

(1) 確保すべき農用地の面積の目標の達成状況等

① 確保すべき農用地の面積の目標の達成状況

目標設定の基準とした年次における面積 (年)	目標年次における面積 (年)	報告年次における面積 (年)	報告年次の前年における面積 (年)
ha	ha	ha	ha

注：「目標設定の基準とした年次における面積」及び「目標年次における面積」は、別紙様式例1の別添2を基に記載する。また、面積目標を変更した場合には、別紙様式例4を基に記載する。

「報告年次における面積」は、毎年12月31日時点の農用地区域内農地（耕地）の面積を記載する。

「報告年次の前年における面積」は、報告年次の前年12月31日時点の農用地区域内農地（耕地）の面積を記載する。

なお、農業振興地域整備計画を策定していない市町村については、農用地区域内農地の面積に代えて、当該市町村として確保すべき農地等の面積を記載する。

② 報告年次における面積の増減理由別の内訳

増減理由	面積
ア 農用地区域からの除外面積	ha
イ 農用地区域への編入面積	ha
ウ 荒廃農地の発生面積	ha
エ 荒廃農地の解消面積	ha
オ その他の増減	ha
カ 前年からの増減	ha

注：報告年次における面積と報告年次の前年の面積を比較し、その増減について、増減理由ごとに記載する。

減少面積を記載する場合には、数値に「▲」を付すものとする。

「ア 農用地区域からの除外面積」は、農地転用、地方公共団体の計画及び定期見直し等による自然的条件が不利な農地等の除外面積を記載する。

「オ その他の増減」は、国土調査による面積の増減や山林等への現況地目の変更など、アからエまでの理由以外の事由による面積の増減を記載する。

なお、農業振興地域整備計画を策定していない市町村については、「アの農用地区域からの除外面積」を「ア 確保すべき農用地の転用面積」と、「イ 農用地区域への編入面積」を「イ 確保すべき農用地の都市計画等の見直しによる増加」と読み替えるとともに、増減理由ごとに面積を記載する。

(別添2)

(2) 前年の農地転用許可等の事務処理の状況

① 農地転用許可 総件数 : 件  
総面積 : m<sup>2</sup> (用途別は以下のとおり)

用途	件数	面積
住宅用地	件	m <sup>2</sup>
公的施設用地	件	m <sup>2</sup>
工鉱業(工場)用地	件	m <sup>2</sup>
商業サービス等用地	件	m <sup>2</sup>
植林	件	m <sup>2</sup>
その他	件	m <sup>2</sup>

注： 農地の権利移動・借賃等調査〔農林水産省〕により、農業委員会がとりまとめた調査結果（報告書を提出する年の前年の1月1日～12月31日の間の実績）をもとに記載する。

「公的施設用地」は、当該調査における「学校用地」、「公園・運動場用地」、「道水路・鉄道用地」及び「官公・病院等」（農地転用許可又は農地法第4条第8項又は農地法第5条第4項に基づく協議の対象となるもの）を記載する。

「商業サービス等用地」は、当該調査における「店舗等施設」、「流通業務等施設」、「ゴルフ場」及び「その他のレジャー施設」を記載する。

② 開発許可 総件数 : 件  
総面積 : m<sup>2</sup>



③ 違反転用の是正等の状況※

	農地転用許可に関するもの (農地法第 51 条関係)	農振法に基づく開発許可に関するもの (農振法第 15 条の 3 関係)
新規発見分	件	件
うち違反状態が解消されたもの	件	件
うち違反状態が解消されなかったもの	件	件
うち文書による指導、 勧告を実施したもの	件	件
うち原状回復等の 命令を実施したもの	件	件

注：「新規発見分」は、当該年次内に新たに発見した違反転用事案の数を記載する。

「違反状態が解消されたもの」は、「新規発見分」のうち、当該年次内において違反状態が解消した事案の数を記載する。

(別添3)

(3) 事務処理体制 (変更があった場合)

	担当者 氏名	所属 部署 (役職名)	経験年数 (年月)	研修等の 受講実績		サポートを行う者		
				名称	受講日数	氏名	所属部署 (役職名)	経験年数 (年月)
農地法								
農振法								

注：申請時から内容に変更があった場合は、下段に変更後の内容を、上段に括弧書きで変更前の内容を記載するとともに、変更後の組織図又は体制図を添付する。

※ 同じ担当者が農地法及び農振法を担当する場合、農地法及び農振法の欄に同じ担当者を記載する。

番 号  
年 月 日

農林水産大臣 宛

(市町村長)

**農地法第 4 条第 1 項及び農業振興地域の整備に関する法律第 15 条の 2 第 1 項  
※ 1 の規定により指定を受けた市町村の確保すべき農用地の面積の目標の変更  
の報告について（報告）**

農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 4 条第 1 項及び農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第 15 条の 2 第 1 項※ 2 の規定により指定を受けた件について、確保すべき農用地の面積の目標を変更したので、以下のとおり報告します。

（備考）別添を添付すること。

※ 1 農地法第 4 条第 1 項の規定に係る指定のみ受けていた場合には、「農地法第 4 条第 1 項」とし、農振法第 15 条の 2 第 1 項の規定による指定のみ受けていた場合には、「農業振興地域の整備に関する法律第 15 条の 2 第 1 項」とする。

※ 2 農地法第 4 条第 1 項の規定に係る指定のみ受けていた場合には、「農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 4 条第 1 項」とし、農振法第 15 条の 2 第 1 項の規定による指定のみ受けていた場合には、「農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第 15 条の 2 第 1 項」とする。


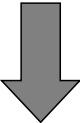
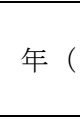
(別添)

指定市町村における変更後の確保すべき農用地の面積の目標及びその算定根拠（農業振興地域整備計画を策定している市町村）

① 変更前の確保すべき農用地（農用地区域内農地）の面積の目標

別紙様式例1の別添2を添付するものとする。

② 変更後の確保すべき農用地（農用地区域内農地）の面積の目標

年（基準年）現在の農用地区域内の農地面積	<input type="text"/>	ha
		
(1) 農用地区域からの除外	<input type="text"/>	▲ ha
① 農地転用による除外見込み面積（地方公共団体の計画等に基づくものを除く）	<input type="text"/>	▲ ha
② 地方公共団体の計画（市街化区域・用途地域への編入、道路、公共施設等）による除外見込み面積	<input type="text"/>	▲ ha
③ 定期見直し等による自然的条件が不利な農地の除外見込み面積	<input type="text"/>	▲ ha
(2) 農用地区域への編入 集団的に存在する農地の農用地区域への編入見込み面積	<input type="text"/>	ha
(3) 荒廃農地の発生	<input type="text"/>	▲ ha
※ 以下の①又は②の面積を記載する。		
① これまでのすう勢（ 年から 年までのすう勢）が今後も継続した場合に荒廃農地の発生が見込まれる面積に農業の担い手への集積・集約化の加速化、農業生産基盤整備事業の推進等による荒廃農地の発生防止効果を勘案した面積		
② 高齢化等により営農の継続が困難と見込まれ、農業の担い手不足、ほ場条件等から農業の担い手への集積も困難と考えられるため、荒廃農地が発生すると見込まれる面積		
(4) 荒廃農地の解消 荒廃農地を解消する見込み面積	<input type="text"/>	ha
		
年（目標年）までの農用地区域内の農地面積の増減	<input type="text"/>	ha
		
年（目標年）時点で確保される農用地区域内の農地面積の目標	<input type="text"/>	ha

### ③ 変更後の確保すべき農用地（農用地区域内農地）の面積目標の算定根拠

#### ア 基準年の農用地区域内の農地面積及び目標年について

注：「年（基準年）現在の農用地区域内の農地面積」については、達成状況調査の「農業振興地域内の農用地等の面積」のうち基準年における農用地区域内の農地（耕地）の面積を記載する。

「基準年」は、報告の日において公表されている直近の達成状況調査の調査年とする。以下同じ。

「目標年」は、基本指針又は基本方針の目標年とする。以下同じ。

なお、当該面積には、荒廃農地は含まれないことに留意すること。

#### イ (1) 農用地区域からの除外について

--

注：「農用地区域からの除外」については、以下の方法により算定した面積を記載するとともに、それぞれの具体的な算定根拠を上記の欄に記載する。

(1) の①は、達成状況調査の「農用地区域からの除外の理由別面積」のbの農地面積から「うち荒廃農地」を除いた基準年を含む過去5年間の数値を基に算出した1年間の農用地区域からの除外面積の平均値に、基準年の翌年から目標年までの年数を乗じて算定する、農用地区域からの除外が見込まれる面積を算定する方法。

(1) の②は、都市計画マスタープラン等の計画に沿って地方公共団体が策定した具体的な土地利用計画に基づき、目標年までに農用地区域から除外が見込まれる農地の面積を算定する方法。

(1) の③は、目標年までに、市町村において農業振興地域整備計画の定期見直しや類似の見直しが予定され、農振法第10条第3項に該当しないとして農用地区域からの除外が見込まれる農地の面積を算定する方法。

#### ウ (2) 農用地区域への編入について

--

注：「農用地区域への編入」については、農振白地地域内農地のうち、達成状況調査における「集团的に存在する農用地の規模別基盤整備事業の実施状況別面積」の基準年における20ha以上の集团的農地、10ha以上20ha未満の集团的農地のうち基盤整備が実施済みの農地のうち、目標年までに農用地区域への編入に取り組むと見込

まれる面積を算定して記載するとともに、その具体的な算定根拠を上記の欄に記載する。

エ (3) 荒廃農地の発生について

--

注：「荒廃農地の発生」については、以下の(ア)又は(イ)のいずれかの方法により算定した面積を記載するとともに、その具体的な算定根拠を上記の欄に記載する。

(ア) 達成状況調査における基準年を含む過去5年間の荒廃農地の発生面積を基に算出した1年間の荒廃農地の発生面積の平均値に、基準年の翌年から目標年までの年数を乗じたすう勢を基本として、今後(a)農地中間管理機構等を通じた農業の担い手への農地利用の集積・集約化の加速化、(b)農業生産基盤整備事業の実施等により荒廃農地の発生が防止される効果を勘案し、目標年までに荒廃農地が発生すると見込まれる面積を算定する方法。

(イ) 目標年までに農用地区域内において、荒廃農地が発生すると見込まれる面積を算定する方法。

オ (4) 荒廃農地の解消について

--

注：「荒廃農地の解消」については、達成状況調査における「農業振興地域内の農用地等の面積」の基準年における農用地区域内の荒廃農地の合計面積のうち、目標年までに農地中間管理機構等を通じた農業の担い手への農地利用の集積・集約化の加速化、多面的機能発揮促進事業の実施による共同活動への支援、地方公共団体の独自の取組等により荒廃農地が解消すると見込まれる面積を算定して記載するとともに、その具体的な算定根拠を上記の欄に記載する。

注：算定に当たっては、達成状況調査により、市町村がとりまとめた調査結果をもとに行うこと。

(別添)

指定市町村における変更後の確保すべき農用地の面積の目標及びその算定根拠（農業振興地域整備計画を策定していない市町村）

① 変更前の確保すべき農用地の面積の目標

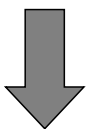
別紙様式例1の別添2を添付するものとする。

② 変更後の確保すべき農用地の面積の目標

年（基準年）現在の確保すべき農地の面積	<input type="text"/> ha
---------------------	-------------------------



(1) 転用による減少	<input type="text"/> ▲ <input type="text"/> ha
① 農地転用面積	<input type="text"/> ▲ <input type="text"/> ha
② 地方公共団体の計画（市街化区域・用途地域への編入等）により確保すべき農地の対象外となる面積	<input type="text"/> ▲ <input type="text"/> ha
(2) 確保すべき農地の増加 基盤整備や都市計画の見直し等により確保すべき農地の対象となる面積	<input type="text"/> ha
(3) 荒廃農地の発生 ※ 以下の①又は②の面積を記載する。 ① これまでのすう勢（ 年から 年までのすう勢）が今後も継続した場合に荒廃農地の発生が見込まれる面積に農業の担い手への集積・集約化の加速化、地方単独の基盤整備事業の推進等による荒廃農地の発生防止効果を勘案した面積 ② 高齢化等により営農の継続が困難と見込まれ、農業の担い手不足、ほ場条件等から農業の担い手への集積も困難と考えられるため、荒廃農地が発生すると見込まれる面積	<input type="text"/> ▲ <input type="text"/> ha
(4) 荒廃農地の解消 荒廃農地を解消する見込み面積	<input type="text"/> ha



年（目標年）までの確保すべき農地の面積の増減	<input type="text"/> ha
------------------------	-------------------------

年（目標年）時点で確保される確保すべき農地の面積の目標	<input type="text"/> ha
-----------------------------	-------------------------

### ③ 確保すべき農用地の面積目標の算定根拠

#### ア 基準年現在の確保すべき農地の面積及び目標年について

--

注：「年（基準年）現在の確保すべき農地」については、その対象となる農地（例えば、10ha以上の一団の区域内の農地や農業施策の対象農地等）の基準年における面積を記載するとともに、具体的な算定根拠（対象となる農地やデータの基となる調査名及び調査内容を含む。）を上記の欄に記載する。

「基準年」は、報告の日までに市町村が行った直近の確保すべき農地の対象となる農地の算定根拠となる調査の調査年とし、以下のイ、エ及びオの算定に当たっては、基準年について整合を図ることに留意すること。以下同じ。

「目標年」は、基本指針又は基本方針の目標年とする。以下同じ。

なお、確保すべき農地には、荒廃農地は含まれないことに留意すること。

#### イ (1) 確保すべき農地の転用による減少について

--

注：「転用による減少」については、以下の方法により算定した面積を記載するとともに、それぞれの具体的な算定根拠を上記の欄に記載する。

(1)の①は、基準年を含む過去5年間に指定市町村において行われた確保すべき農地の転用（農地転用許可を要しない転用も含む。）の面積を基に算出した1年間の農地転用面積の平均値に、基準年の翌年から目標年までの年数を乗じて算定する、農地転用により減少が見込まれる面積を算定する方法。

(1)の②は、都市計画の変更（市街化区域への編入等）等により、目標年までに確保すべき農地の対象外となることが見込まれる農地の面積を算定する方法。

#### ウ (2) 確保すべき農地の増加について

--

注：「農地の増加」については、基盤整備等の施策や都市計画の変更（市街化区域の市街化調整区域への編入等）等により、目標年までに確保すべき農地の対象となる



ことが見込まれる面積を算定して記載するとともに、その具体的な算定根拠を上記の欄に記載する。

エ (3) 確保すべき農地の荒廃農地の発生について

--

注：「荒廃農地の発生」については、以下の(ア)又は(イ)のいずれかの方法により算定した面積を記載するとともに、その具体的な算定根拠を上記の欄に記載する。

(ア) 基準年を含む過去5年間の荒廃農地の発生面積を基に算出した1年間の荒廃農地の発生面積の平均値に、基準年の翌年から目標年までの年数を乗じたすう勢を基本として、今後(a)農業の担い手への農地利用の集積・集約化の加速化、(b)地方単独の基盤整備等の施策の実施等により荒廃農地の発生が防止される効果を勘案し、目標年までに荒廃農地が発生すると見込まれる面積を算定する方法。

(イ) 確保すべき農地のうち、目標年までに荒廃農地が発生すると見込まれる面積を算定する方法。

オ (4) 確保すべき農地の荒廃農地の解消について

--

注：「荒廃農地の解消」については、基準年における荒廃農地の合計面積のうち、目標年までに、農業の担い手への農地利用の集積・集約化の加速化や地方単独の基盤整備等の施策により荒廃農地を解消することが見込まれる面積を算定して記載するとともに、その具体的な算定根拠を上記の欄に記載する。

注：算定に当たっては、根拠となる数値の市町村における調査名を明確にし、当該調査の結果を基に行うとともに、荒廃農地については、運用通知第3の1の利用状況調査結果を基に行うこと。